12月18日（火）　設立総会が開催されて発足した農事組合法人「久石ファーム」

村内２組目の農事組合法人が設立

農事組合法人「久石ファーム」（第二駐在区）

12月18日、農事組合法人「久石ファーム」（藤原孝誠代表理事、構成員35人）が設立総会を開催し、村内では２組目となる農事組合法人が誕生しました。

農事組合法人とは、農業の協業化と農地の適正管理を推進するための法人組織。コメ価格の低下などにより個人経営が困難な状況で、農業離れや農地の遊休化が深刻化する状況を解決するために設立されます。

「久石ファーム」の前身である「第二駐在区営農組合」（以下、「営農組合」）は、昭和58年の立ち上げから、共同機械利用や農作業受託などの営農活動を行い、地域の農業を守ると共に、風光明媚な田園風景を守ってきました。

しかし、担い手の高齢化、後継者不足で次世代へ農地を引き継ぐことが困難な状況の中、平成30年５月に単県事業の農地集積加速化事業の促進地区に指定を受け、６月に事業推進員会を設立。地元農家への意向アンケートを実施し、地元農家の状況を把握したところ、多くの農家が「営農組合の法人化移行」の意向を示す回答となりました。設立までの話し合いの活動では、10回の事業推進員会、８回の発起人会議と、先進地研修を実施し十分な検討を重ね、３回の集落全体説明会を開催。営農組合を、農地の利用権設定ができる「農地所有適格法人」への移行についての合意形成に漕ぎ着け、「久石ファーム」設立に至りました。

挨拶される藤原代表理事

藤原代表理事は、「久石ファームの組合員間の目標として、何事も組合員間で共有し、喜びや楽しみを共感するため、共に働き、新しいものに挑戦して、共に創り上げる、「共有」・「共感」・「共働」・「共創」の「四つの共」を掲げ、組合員で一致団結し、地域農業の発展に向けあらゆることに挑戦し、地域から信頼される農業法人を目指していきます」とあいさつしました。

〈問い合わせ〉
農政課 農政係　TEL（67）2706

設立総会で承認された７人の理事